

第11回浦河町教育委員会（定例会）会議録

1. 開会日時 令和元年10月21日（月）午後3時00分～午後3時37分
場 所：浦河町役場教育長室
2. 出席者 教育長：浅野 浩 嗣
委 員：小 田 喜代子 委 員：三 好 直 樹
委 員：浦 きぬえ 委 員：石 垣 博 文
3. 出席事務局職員 三浦管理課長、和田社会教育課長、横山給食センター所長、松本課長補佐、本郷係長、橘指導主事
4. 会議録署名委員 三好委員、浦委員
5. 行政報告及び行事予定
－事務局から別紙資料により報告－
6. 報 告

○浦河町町民プール施設修繕に係わる経過報告について

－事務局から別紙資料により説明－

- ・ 10月17日の浦河町議会厚生文教常任委員会に提出した内容の報告。
- ・ 1点目については、町民プール施設修繕に係る経過。オープン前に電気設備の故障が発生しまして6月の定例町議会で補正予算を計上し、入札をした。7月2日から10月31日までに静内温水プールの使用料助成を開始している。7月3日には町民プール電気設備改修工事開始し、9月末に完了。完了後に試験運転を実施したところ、ろ過ポンプの不具合が判明し、10月7日～10月8日の2日間でろ過ポンプの工事を実施。
- ・ 今後は、プール全体の配管の漏水検査を実施予定。その後試運転を実施し、機械設備の定期検査も実施する。
- ・ 代替施設の利用状況については、新ひだか町のプールを代替施設として使用、利用人数は延べ人数で7～9月で721人の利用となっている。利用料金については7～9月合わせて240,390円、バスの借上料で280,044円、合計で520,434円と執行状況となっている。

→質疑なし。報告内容について承認された。

○アイヌ遺骨返還請求訴訟への参加について

－事務局から別紙資料により説明－

- ・ 10月17日の浦河町議会厚生文教常任委員会に提出した内容の報告。
- ・ 昨年の1月、原告は「コタンの会」というアイヌの団体。被告は「北海道」と「札幌医科大学」以下「札医大」と引用しますが、浦河町東栄地区で発掘された札医大に保管されているアイヌ遺骨の返還について提訴したものである。
- ・ 訴訟の概要については、請求の趣旨として被告らは原告コタンの会に対し、浦河町東栄地区から昭和37年に発掘された計35箱、35遺体の遺骨を返還せよ。というものである。
- ・ 請求の原因については、1点目が原告コタンの会は、日高地方に居住等するアイヌによって組織された団体で、訴外北海道大学等の保有する日高地方から持ち去られたアイヌ遺骨の返還を受け、再埋葬等を行うことを目的とする団体であるということで、10月5日に新聞で報道されていたが杵臼の墓地に北海道大学から返還になった遺骨を再埋葬している。別の訴訟で原告コタンの会が被告「北海道大学」として訴訟を起こしていたが平成26年に和解している。和解の内容がもともとの杵臼に遺骨を返して再埋葬するという内容で、この和解に基づいて行われている再埋葬だった。
- ・ 2点目については、被告札医大は、文化財保護法により行われた札医大主体による発掘調査として、昭和37年浦河町東栄遺跡からアイヌの遺骨35体を収集し現在保管している。
- ・ 3点目に被告北海道は、本件遺骨について「埋蔵文化財」として当時の文化財保護法63条の2第1項（現文化財保護法105条第1項）により所有権を有するとされている。
- ・ 埋蔵文化財に指定されると国の所有物になる。昭和37年に指定されて国のものになったが地方分権一括法が平成12年に施行になった時に、権限移譲で所有権が国から北海道に移行したという理解で進んでいたが、別の法改正に基づくとはならず、発掘された場所の自治体に所有権があるということになった。
- ・ 原告コタンの会は北海道への訴えを取り下げ、今年の7月にその訴訟についての札医大から「訴訟告知」を受けた。
- ・ 訴訟告知とはどんな告知なのかというと当該訴訟に参加していない当事者について、訴訟の勝敗が影響する可能性のある場合に、訴訟当事者の一方が当該第三者に訴訟告知をすることによって、訴訟の勝敗がその第三者に影響を与える効果をもたらす制度である。
- ・ 本件で言えば、札医大が浦河町の指示により遺骨を占有しているという立場から、もし判決によって原告に引き渡すようにされた場合に、浦河町がその文化財の引き渡しを拒否できないという効果がもたされるということとなる。
- ・ この訴訟告知は告知を受けたら絶対に参加させるという強制力があるものではないが、当町としては当事者ではないが、遺骨の所有権が浦河町に帰属することが判明したため裁判の推移を見守っていたが、札医大から訴訟告知を受けた事に伴い当町が当該訴訟の結果に利害関係を有する立場として訴訟に参加し、遺骨返還を受けるべき先を明確にする必要があることから当該訴訟に参加することとし、北海道町村会の顧問弁護士に委任するものである。
- ・ 訴訟に参加する費用は町の予備費で対応する。

<質問>

A委員：発掘に対する損害賠償とかではなく、遺骨をどうするかという裁判ということですね。

事務局：そうです。

→他質疑等なし。報告内容について承認された。

○浦河町地域の学校教育のあり方を考える会の経過報告について

－事務局から別紙資料により説明－

・来週から一中校区の考える会、二中校区は地域の方に再度知ってもらおうと学習会を予定している。荻中については11月5日に考える会を予定している。

→質疑等なし。報告内容について承認された。

7. 非公開案件について

報告 浦河町教育委員会事務局職員の分限処分をなしたる報告の件

上記1件については非公開案件として事務局より説明した。